

令和 7 年 6 月 25 日

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 6 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

								こころデンタルクリニック	名 称
								岡山市中区浜三丁目九―一九	所 在 地
								令和 七年 七月二十三日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 6 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

							岡野歯科・小児歯科クリニック	林 歯 科 医 院	名
							岡山市東区西大寺中二―一三―一	岡山市南区妹尾一四四六―九	所
							令和七年六月二日	〃 	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 6 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]